アジア国際語学センター　学則

第１章　総則

第１条　（目的）

本校は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）に基づく認定日本語教育機関として、進学課程の学生に対して日本語教育を行い、自ら考え主体的に行動する力を養うとともに、日本語運用力及びコミュニケーション能力を高め、自らのキャリアプランに基づいた大学、専門学校等の高等教育機関への進学を実現するために必要な能力を身に付け、多様な文化や考え方を尊重し、他者と協働できる、多文化共生社会に資する人材を育成することを目的とする。

第２条　（名称）

本校は、アジア国際語学センター（Asia International Language Center、略称 AILC）という。

第３条　（位置）

本校の位置は、次のとおりとする。

（１）１号館　神奈川県横浜市中区寿町１丁目１番 11 号 興和ビル

（２）２号館　神奈川県横浜市中区山下町 273 番地 JPT 元町ビル２階

第４条　（情報の公表）

本校は、認定法第３条及び関係法令に基づき、次に掲げる事項その他法令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により、日本語で公表するものとする。

(1) 設置者の氏名及び住所

(2) 本校の名称及び所在地

(3) 日本語教育課程の授業科目及びその内容

(4) 学生、教員及び職員の数

(5) 授業料その他本校が徴収する費用

(6) 学則

(7) その他学生の学習環境に関する基本的な情報

２　前項の公表は、複数の外国語で行うよう努めるものとする。

第５条　（自己点検及び評価）

本校は、認定法第８条の規定に基づき、日本語教育の実施状況について、毎年１回以上、自ら点検及び評価を行い、その結果をインターネットの利用により日本語で公表するものとする。

２　前項の点検及び評価は、次に掲げる項目について行う。

（１）本校の目的及び目標の達成状況に関すること

（２）教員及び職員の組織運営に関すること

（３）施設及び設備に関すること

（４）日本語教育課程の編成及び実施に関すること

（５）卒業の認定及び学習の成果に関すること

（６）学生への学習上及び生活上の支援に関すること

（７）教育活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

（８）財務に関すること

３　前項の点検及び評価の実施体制、方法その他必要な事項は、別に定める。

第２章　教育課程、修業年限、定員及び休業日

第６条　（日本語教育課程の分野及び目的）

本校が設置する日本語教育課程は、認定法及び認定日本語教育機関認定基準（以下「認定基準」という。）に定める「留学のための課程」とし、進学課程として、大学院、大学又は専修学校への進学を希望する学生に対し、自ら考え主体的に行動する力を養うとともに、日本語運用力及び コミュニケーション能力を高め、自らのキャリアプランに基づいた進学を実現するために 必要な能力を習得させるための教育を行うことを目的とする。

第７条　（課程名、修業年限及び定員）

本校の課程名、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程名	修業年限	入学時期	収容定員	クラス数
日本語進学２年コース	２年	４月	320 名	16
日本語進学１年９か月コース	１年９か月	７月	280 名	14
日本語進学１年６か月コース	１年６か月	10 月	80 名	4
日本語進学１年３か月コース	１年３か月	１月	40 名	2

２　入学時期は年４回以内とし、前項の表に定めるとおりとする。

３　１の授業科目について同時に授業を行う学生の数は、20 人以下とする。

第８条　（学期）

本校のカリキュラムは、３か月を１学期とし、年４学期制とする。

２　学院長は、新年度の６か月前までに、新年度の各学期の開始日及び終了日並びに開設課程の時間帯（午前の部・午後の部）を確定する。

３　各学期の目安は、次のとおりとする。

学期	始期	終期
４月学期	４月	６月
７月学期	７月	９月
10 月学期	10 月	12 月
１月学期	１月	３月

第９条　（休業日）

本校の休業日は、次のとおりとする。

（１）毎週土曜日及び日曜日

（２）国民の祝日に関する法律に規定する休日

（３）春期休業

（４）夏期休業

（５）秋期休業

（６）冬期休業

（７）本校創立記念日

２　春期休業、夏期休業、秋期休業及び冬期休業の始期及び終期は、毎年度初めに掲示するものとする。

３　教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前２項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

４　非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第３章　教育課程、授業時数及び教職員組織

第 10 条　（教育課程及び授業時数）

本校の教育課程は、「日本語教育の参照枠」に基づき、日本語を聞く活動、読む活動、口頭でやり取りする活動、口頭で発表する活動及び書く活動の５つの言語活動を体系的に行わせるものとし、各課程の授業時数は次のとおりとする。

ただし、１単位時間は 45 分以上とする。

（１）日本語進学２年コース（到達目標：B2 相当以上）

レベル	日本語教育の参照枠	週あたり授業時数	総授業週数	授業時数
初級Ⅰ	A1	20 単位時間	10 週	200 単位時間
初級Ⅱ	A2	20 単位時間	10 週	200 単位時間
初級Ⅲ	A2	20 単位時間	8 週	160 単位時間
中級Ⅰ	B1	20 単位時間	10 週	200 単位時間
中級Ⅱ	B1	20 単位時間	10 週	200 単位時間
中上級Ⅰ	B2	20 単位時間	20 週	400 単位時間
中上級Ⅱ	B2	20 単位時間	10 週	200 単位時間

合計授業時数：1,560 単位時間

（２）日本語進学１年９か月コース（到達目標：B2 相当以上）

レベル	日本語教育の参照枠	週あたり授業時数	総授業週数	授業時数
初級Ⅰ	A1	20 単位時間	10 週	200 単位時間
初級Ⅱ	A2	20 単位時間	10 週	200 単位時間
初級Ⅲ	A2	20 単位時間	8 週	160 単位時間
中級Ⅰ	B1	20 単位時間	10 週	200 単位時間
中級Ⅱ	B1	20 単位時間	10 週	200 単位時間
中上級Ⅰ	B2	20 単位時間	20 週	400 単位時間

合計授業時数：1,360 単位時間

（３）日本語進学１年６か月コース（到達目標：B2 相当以上）

レベル	日本語教育の参照枠	週あたり授業時数	総授業週数	授業時数
初級Ⅱ	A2	20 単位時間	10 週	200 単位時間
初級Ⅲ	A2	20 単位時間	8 週	160 単位時間
中級Ⅰ	B1	20 単位時間	10 週	200 単位時間
中級Ⅱ	B1	20 単位時間	10 週	200 単位時間
中上級Ⅰ	B2	20 単位時間	20 週	400 単位時間

合計授業時数：1,160 単位時間

（４）日本語進学１年３か月コース（到達目標：B2 相当以上）

レベル	日本語教育の参照枠	週あたり授業時数	総授業週数	授業時数
初級Ⅲ	A2	20 単位時間	8 週	160 単位時間
中級Ⅰ	B1	20 単位時間	10 週	200 単位時間
中級Ⅱ	B1	20 単位時間	10 週	200 単位時間
中上級Ⅰ	B2	20 単位時間	20 週	400 単位時間

合計授業時数：960 単位時間

２　１年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

３　１週間あたりの授業時数は、20 単位時間以上とする。

第 11 条　（学習の評価・成績）

学習の評価・成績は、各レベル途中及び終了時に実施する筆記試験、パフォーマンス評価、自己評価、ポートフォリオ評価等を総合的に勘案して決定する。２　各種評価において第 12 条２に定める E 評価となった学生に対しては、補習指導を行った上で再試験又は再評価を実施することができる。再試験又は再評価により 60 点以上に達した場合の当該評価は、D 評価とする。

２　各種評価において第 12 条２に定める E 評価となった学生に対しては、補習指導を行った上で再試験又は再評価を実施することができる。再試験又は再評価により 60 点以上に達した場合の当該評価は、D 評価とする。

第 12 条　（修了の要件）

各課程の修了の要件は、次の各号の全てを満たすこととする。

(1) 全レベルの全ての授業科目の評価が D 以上であること。

(2) 当該課程で定めた「言語活動ごとの到達目標」を達成すること。

(3) 総合出席率が 80%以上であること。

２　前項第 1 号に係る評価は 100 点法による次の 5 段階評価とする。

評価	評価基準
A	90 点以上
B	80 点以上 90 点未満
C	70 点以上 80 点未満
D	60 点以上 70 点未満
E	59 点以下

３　学院長は、第 1 項の要件を全て満たした者について、当該課程の修了を認定する。

４　学院長は、各課程の開始時に、修了要件の内容を当該課程の学生に対して周知するものとする。

第 13 条　（始業及び終業の時刻）

本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

時間帯	始業時刻	終業時刻
午前の部	9 時 15 分	12 時 40 分
午後の部	13 時 15 分	16 時 40 分

第 14 条　（教職員組織）

本校には、次の教職員を置く。

（１）校長（本校における呼称を「学院長」といい、以下「学院長」という。）　１名

（２）主任教員　１名（本務等教員のうちから、認定基準第５条の要件を満たす者）

（３）教員　50 名以上（うち主任教員・学院長含む本務等教員 18 名以上）

（４）事務職員　４名以上（うち事務を統括する職員１名）

（５）生活指導担当者　４名以上（教員・事務職員兼任可）

２　学院長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

３　教員は、認定法第７条に定める登録日本語教員又は同法附則第２条に定める経過措置の要件を満たす者でなければならない。

４　本校は、教員の授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的かつ計画的な研修を実施するものとする。

第４章　入学、休学、転学、退学、修了及び卒業

第 15 条　（入学資格）

本校への入学資格は、次の条件のいずれも満たしている者とする。

（１）12 年以上の学校教育又はこれに準ずる課程を修了した者若しくは入学時までに修了する見込みの者、又は試験その他の方法により、これと同等以上の学力を有すると認められる者。

（２）日本国への入国を許可されたか、又は許可される見込みがある者であって、日本語を母語としない者。

（３）各コースにおいて求められる日本語能力がある者。

①　日本語進学２年コース及び日本語進学１年９か月コースにおいては、日本語教育の参照枠における A1 相当以上の日本語能力を有し、次のいずれかに該当する者。

ア　国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）において A1 と判定された者。

イ　日本語能力試験（JLPT）において N5 に合格している者。

ウ　「日本語教育の参照枠」における A1 相当の日本語能力を有する者とみなす日本語能力試験において、その水準に相当する所定の級又は点数を取得している者。

②　日本語進学１年６か月コースにおいては、日本語教育の参照枠における A2.1 相当以上の日本語能力を有し、次のいずれかに該当する者。

ア　国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）において A2.1 と判定された者。

イ　日本語能力試験（JLPT）において N4 に合格している者。

ウ　「日本語教育の参照枠」における A2.1 相当の日本語能力を有する者とみなす日本語能力試験において、その水準に相当する所定の級又は点数を取得している者。

③　日本語進学１年３か月コースにおいては、日本語教育の参照枠における A2.2 相当の日本語能力を有し、次のいずれかに該当する者。

ア　国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）において A2.2 と判定された者。

イ　日本語能力試験（JLPT）において N4 に合格し、総合得点 120 点以上の者。

ウ　「日本語教育の参照枠」における A2.2 相当の日本語能力を有する者とみなす日本語能力試験において、その水準に相当する所定の級又は点数を取得している者。

（４）日本の高等教育機関への進学等、明確な留学目的を有する者。

（５）信頼のおける経費支弁者を有し、当該経費支弁者が、留学中の学費及び生活費を支弁する十分な経費支弁能力を有する者。

２　前項第3号①から③までに掲げる日本語能力試験の判定結果通知書、合格証書又は成績表を提出できない者については、日本語進学2年コース及び日本語進学1年9か月コースに出願する者は150時間以上、日本語進学1年6か月コースに出願する者は300時間以上、日本語進学1年3か月コースに出願する者は450時間以上日本語を学習したことを証する書類を提出させ、本校が実施する入学前試験により、各コースにおいて求める日本語能力を有することを確認するものとする。

第16条　（入学者の選考）

本校への入学手続は、次のとおりとする。

（１）本校に入学しようとする者は、本校所定の入学願書その他必要書類を提出し、入学選考料を添えて出願しなければならない。

（２）入学の選考は、入学を希望する者の日本語能力及び学習意欲を、試験、面接その他の適切な方法により確認するものとする。

（３）入学を希望する者が学習の継続に必要な経費支弁能力を有することを、適切な方法により確認するものとする。

（４）合格者について、出入国在留管理庁に在留資格認定証明書の交付申請を行う。

（５）合格者は、入学金、授業料及びその他の費用を所定の期日までに納入し、入学手続をとらなければならない。

第17条　（入学時期）

本校への入学は、年４回とし、その時期は第７条の表に定めるとおりとする。定められた入学時期以外には入学者の募集を行わない。

第18条　（休学及び復学）

学生が、疾病その他やむを得ない事由により 10 日以上休学しようとする場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出し、学院長の許可を受けなければならない。

２　休学の期間は、原則として１年を超えないものとする。

３　休学者が復学しようとする場合は、学院長の許可を受けなければならない。

第19条　（転学）

本校への編入学又は転入学を志望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、学院長がこれを許可することがある。この場合、既に修得した授業科目及び授業時数の取扱い並びに在学すべき期間については、学院長が決定する。

２　災害その他の事由により本校における学習の継続が困難になった場合、本校は、希望する者に対して、他の日本語教育機関への転学を支援するものとする。転学支援のための計画は、別に定める。

第20条　（退学及び除籍）

退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、学院長の許可を受けなければならない。

２　学生が正当な理由なく、かつ所定の手続を行わずに授業料を１学期以上滞納し、その後も納入の見込みがない場合、学院長は当該学生を除籍することができる。

３　学習期間を満了し、かつ、第 12 条に定める修了要件を満たしていない者については、満期退学と扱う。

第 21 条　（修了認定及び証書の授与）

学院長は、第 12 条に定める修了要件を全て満たした者について、当該課程の修了を認定し、卒業証書を授与する。

２　前条第 3 項に定める満期退学者に、学習期間満了証明書を発行する。

第５章　賞罰

第 22 条　（褒賞）

学院長は、学業成績及び学習態度が優秀で、かつ、模範的な者に対して、褒賞を与えることができる。

第 23 条　（懲戒）

学生が、本校の学則その他の規則を守らず、その本分にもとる行為をしたときは、学院長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

２　懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の３種類とする。

３　退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うものとする。

（１）素行不良で、改善の見込みがないと認められる者

（２）学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

（３）正当な理由なくして、出席が常でない者

（４）学校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者

第６章　授業料等

第 24 条　（納付金）

本校の学生納付金は、次のとおりとする。

費　目	進学２年コース	進学１年９か月コース	進学１年６か月コース	進学１年３か月コース
選考料	30,000			
入学金(1 年目のみ)	60,000			
教材・施設費（全期間）	160,000	140,000	120,000	100,000
授　業　料（全期間）	1,400,000	1,225,000	1,050,000	875,000
健康管理費（全期間）	10,000			
小　計	1,660,000	1,465,000	1,270,000	1,075,000
消　費　税	166,000	146,500	127,000	107,500
合　計	1,826,000	1,611,500	1,397,000	1,182,500

２　支払い期限は、原則として、選考料は出願時、授業料は各年度の授業開始前までとする。

３　初年度の学費は、原則として一括納入とする。次年度の学費の分割納入を希望する者は、事務局に申請し、学院長の許可を得た場合に限り、分割して納入することができる。

第 25 条　（授業料の取扱い）

学生は、本校に在籍する期間中、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

２　自己都合により入学が遅れた場合又は休学した場合であっても、授業料の振替又は免除は行わない。

第 26 条　（納付金の返還）

既に納入された学生納付金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ定めるところにより返還する。

（１）出願時に納付した選考料は原則返還しない。

（２）在留資格認定証明書が交付された後、入国査証が発給されなかった場合、選考料及び入学金を除く全ての納付金を返還する。

（３）入国査証取得後、来日までに入学を辞退した場合

入学許可書及び在留資格認定証明書の返却と引換えに、選考料及び入学金を除く全ての納付金を返還する。

（４）来日後又は学期開始後に退学、除籍又は退学処分となった場合

選考料及び入学金は返還しない。　学納金（授業料等）は学期ごとに精算する。退学した場合は、退学日の属する学期までの学納金を精算対象とし、次学期以降の未提供分は返還する。返還に際して控除する金額については、特定商取引に関する法律その他の関係法令に従うものとする。

※返還に伴う海外送金手数料は、学生の自己都合による退学の場合は本人負担となる。

第 7 章　学習上及び生活上の支援

第 27 条　（学習上の支援）

本校は、学生の母語その他の当該学生が使用する言語を用いた指導その他の学習の継続が困難である学生への支援のために必要な体制を整備するものとする。

第 28 条　（出席管理）

本校は、全ての学生について、出席状況を正確に記録し、的確に把握するとともに、適正な出席管理を行うものとする。

２　出席率の算定並びに遅刻、早退、欠課、欠席、公欠その他出席管理に関し必要な事項は、別に定める「出席率算定及び出席管理に関する規程」による。

３　本校は、学生の出席状況に応じ、前項の規程に基づき必要な指導を行い、その状況を記録するものとする。

第 29 条　（生活指導及び進路指導）

本校は、生活指導担当者を置き、学生の生活指導及び進路指導を行う。生活指導においては、学生の母語その他当該学生が使用する言語による対応を行うものとする。

２　本校は、入学希望者に対し、募集要項その他の方法により、在留資格「留学」の趣旨、資格外活動に関する法令その他留学生活に必要な事項を周知するものとする。

３　本校は、入学時のオリエンテーションにおいて、前項の事項を学生に説明し、必要な指導を行うものとする。

第８章　健康管理

第 30 条　（健康診断）

本校は、入学する学生に対し、入学後 1 か月以内に健康診断を実施し、その 1 年後に再度実施する。

第 31 条　（健康保険加入）

在留資格「留学」を有する者は、国民健康保険に加入しなければならない。

第９章　寄宿舎

第 32 条　（寄宿舎）

本校は、主として海外から入学する学生の住居を確保し、その生活を支援するため、本校が借り上げる等により確保した住居を寄宿舎として学生に提供する。

２　寄宿舎への入居は、入居を希望し、かつ、本校が定める手続を行った学生を対象とする。

３　寄宿舎の利用、管理、費用その他必要な事項は、別に定める寄宿舎規程による。

第 10 章　雑則

第 33 条　（施行細則）

本学則の施行に関し必要な細則は、学院長が別に定める。

第 34 条　（改廃）

本学則の改廃は、学院長の意見を聴いた上で、設置者が行う。

附則

この学則は、2027 年 7 月 1 日から施行する。

別添

出席率算定及び出席管理に関する規程

アジア国際語学センター

第１条 目的

本規程は、アジア国際語学センター学則第 10 条、第 12 条及び第 28 条に基づき、出席率の算定方法並びに遅刻、早退、欠課、欠席公欠及び補講の取扱いを明確にし、出席管理を統一的に行うことを目的とする。

第２条 単位時間及び出席記録

本校の 1 単位時間は 45 分以上とする。授業担当教員は、授業時間ごとにの出席、遅刻、早退及び欠席を記録する。学校は、この記録に基づき出席率を算定する。

第３条 遅刻及び早退

授業開始後 15 分以内の入室を遅刻、授業終了前 15 分以内の退室を早退として記録する。遅刻又は早退は 1 回として計上し、遅刻及び早退の合計が 3 回に達した場合は、1 単位時間の欠課として算入する。授業開始後 15 分を超えて入室した場合又は授業終了前 15 分を超えて退室した場合は、当該授業を 1 単位時間の欠課として記録する。

第４条 欠課及び欠席

欠課が 4 単位時間に達した場合は、1 日の欠席として記録する。欠席又は欠課となった授業時間は、出席単位時間に算入しない。欠席日数は、出席状況の把握及び生活指導のために管理する。

第５条 公欠

進学先への受験、官公庁における手続その他やむを得ない事由により、授業時間と重なる活動について、あらかじめから届出があり、本校が公欠として認めた場合は、公欠として扱う。公欠は欠席及び欠課として扱わない。公欠として認めた授業時間は、出席単位時間数に算入し、欠課単位時間数及び欠席日数には算入しない。公欠として認めた授業時間は、出席すべき総単位時間数から控除しない。

第６条 出席率の算定

出席率は、出席単位時間数を出席すべき総単位時間数で除し、100 を乗じて算定する。学則第 12 条に定める修了要件の総合出席率は、80 パーセント以上とする。

第７条 補講

本校は、学習に遅れがある及び学習目標の達成度が評価基準に満たないに対し、教育課程時間外に補講、補習指導及び追加課題の実施を行う。補講等は学習補完のために実施するものであり、その受講時間は出席単位時間数に算入しない。

第８条 出席不良者への指導

（１）１か月の出席率が８割を下回った（疾病その他のやむを得ない事由により欠席した者を除く。）については、１か月の出席率が８割以上になるまで改善のための指導を行い、その指導の状況を記録する。

（（２）１か月の出席率が５割を下回った学生（疾病その他のやむを得ない事由により欠席した者を除く。）については、前号による指導等に加え、当該学生が資格外活動の許可を受けている場合は、当該資格外活動を行う本邦の公私の機関の名称を確認し、記録する。資格外活動に起因する欠席又は欠課が認められる場合は、個別指導を行い、勤務日及び勤務時間等の見直しに向けた指導その他必要な改善措置を講じ、当該指導及び改善措置の経過を記録する。

第９条 周知

本規程は、入学時オリエンテーションにおいてに説明し、学生便覧その他の方法により周知する。

附則

本規程は、令和９年７月１日から施行する。